

議案第94号

損害賠償の額の決定及び和解について

令和6年5月13日に佐野市高萩町824番7地先で発生した車両損傷事故に係る相手方の損害に対する市の義務に属する損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めます。

令和6年9月17日提出

佐野市長 金子 裕

1 損害賠償額 2,231,400円

2 和解内容

前項に定める損害賠償金を車両修繕費及び代車費用として支払い、今後本件に関して互いに裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしない。

3 相手方の住所及び氏名

[REDACTED]
[REDACTED]

理 由

令和6年5月13日に発生した車両損傷事故について、損害賠償の額を決定し、和解したいので提案するものです。

参 考

地方自治法抜粋

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1)－(11) …省 略…

(12) 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起（省略）、和解（省略）、あつせん、調停及び仲裁に関する

こと。

(13) 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。

(14)・(15) …省 略…

2 …省 略…

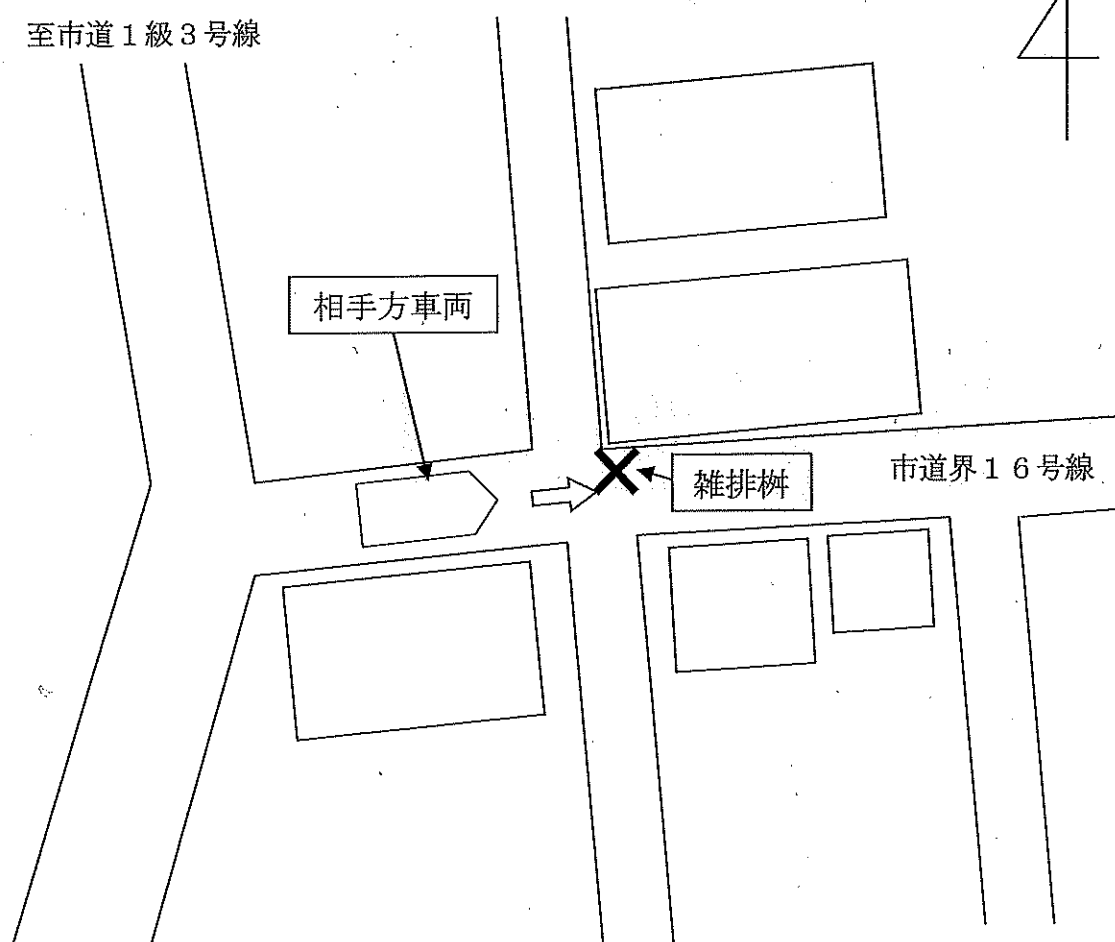
議案第94号参考資料

事故の概要

1 事故の種類	車両損傷事故
2 発生の日時 及び場所	日時 令和6年5月13日(月) 午後6時30分頃 場所 佐野市高萩町824番7地先
3 発生時の状況	市道を走行していた相手方車両が、雑排柵の上を通過した際、蓋が跳ね上がり、車両下部を損傷した。
4 相手方	住所 [REDACTED] [REDACTED] 氏名 [REDACTED]
5 損害の内容 及び額	車両修繕費 1,292,000円 代車費用 939,400円 合 計 2,231,400円

6 略 図

至市道1級3号線



4